

中小企業信用保険法第2条第5項第7号に基づく認定について

この認定は、経済産業大臣が指定する金融取引の調整を行っている金融機関（以下「指定金融機関」という。）と金融取引を行っており、金融機関の経営合理化（支店の削減等）によって借入が減少し、経営の安定に支障をきたしている市内中小企業者について、一定の要件を満たす場合に、大阪市長が認定を行うものです。

〔 認定要件 〕

次の①～④のすべての要件を満たすこと

- ①大阪市内に主たる事業所（注1）を有すること
- ②指定金融機関（注2）と取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が全ての金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上あること
- ③指定金融機関からの直近の借入金残高（注3）が前年同期に比して10%以上減少していること
- ④金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること

（注1）…法人の場合は、原則として履歴事項全部証明書上の本社所在地の市町村で認定を受けることになります。

（注2）…指定された金融機関のリストは中小企業庁のホームページに掲載されています。

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_7gou.html

（注3）…手形割引は除く

〔 認定申請時の提出書類 〕

提 出 書 類	備 考
認定申請書	大阪産業創造館2階 大阪市ホームページからダウンロードすることもできます。 http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000002784.html
全取引金融機関からの総借入金残高を確認できる書類 以下①②③のいずれか（※備考参照） ①「残高証明書（原本）直近分と前年同期分の両方」及び「決算書（直近分）」 ※比較期間中に完済した場合はゼロの残高証明書・完済通知書等が必要 ②「決算書2期分」 ③「返済予定表」及び「返済予定表に記載のとおり返済が行われていることが確認できる書類（通帳の写し等）」並びに「決算書（直近分）」	※②③で申請する場合は次の要件を満たす必要があります。 ②の場合…決算期が申請日の3ヵ月以内であること ③の場合…返済予定表に記載の残高が現時点の残高であることを確認できること なお、決算書については、勘定科目内訳のうち「借入金及び支払い利子の内訳書」部分が必要となります。
大阪市内に主たる事業所を有することが確認できる書類	※申請時に他の提出書類（決算書、確定申告書、金融機関や公的機関からの通知等）で確認できる場合は不要

〔 ご注意 〕

- ・認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・不備がなければ認定書は即日交付します。郵便等による後日交付はできません。
- ・本認定に関しては、指定期間が定められていますので、指定期間中に認定書を取得してください。
- ・認定を受けた日から30日以内に、信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。
- ・認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

〔 お問い合わせ先 〕

大阪市経済戦略局 産業振興部 企業支援課 （電話：06-6264-9844）

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館2階